

三木中学校いじめ防止基本方針

令和5年4月1日

はじめに

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

本校においては、「三木町いじめ防止基本方針」を受け、「三木町立三木中学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等のための対策を推進する。

第1 いじめ防止等に向けた基本的な方針

1 いじめ防止基本方針の策定

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子どもにも起こり得るものであり、いじめ問題に無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識に立ち、いじめの防止等について組織的に取り組むため、「三木町立三木中学校いじめ防止基本方針」を策定する。また、いじめの防止等の対策のための中核となる組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）を設置する。

2 いじめの未然防止

生徒一人一人が認められ、安心して学校生活を送ることができるよう、お互いに相手を思いやる集団づくりに努める。また全校生徒がいじめを自分たちの問題として考え、いじめをしない、許さない、見過ごさない学校づくりに努める。

3 いじめの早期発見

日頃から生徒を見守り、信頼関係を構築し、些細な兆候を見逃さないよう努めるとともに、報告・連絡・相談により、教職員間で情報を共有する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあること、いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びを装って行われたりするなど、気づきにくい判断しにくい形で行われる場合もあることを認識する。このため、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、生徒が示す変化を見逃さないようにし、積極的にいじめを認知するよう努める。

4 いじめの早期対応

いじめ問題を発見した場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、校長の指導のもと、学校いじめ対策組織等で協議し、組織的に対応する。また、学校内だけでなく、町教育委員会や保護者、関係機関、専門家等と連携して対応する。

いじめの解決に向けて、被害生徒を守り通す指導をするとともに、毅然とした態度で加害生徒を指導する。

5 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、すみやかに町教育委員会に報告し、その事態に対処するとともに再発防止に努める。

6 教職員の資質能力の向上

いじめを見逃さない鋭い感覚を身に付けるなど、全職員のいじめへの対応に係る指導力の向上を図るために校内研修の充実に努める。

第2 いじめ防止等に向けた取組

1 いじめ防止基本方針

(1) 生徒・保護者、関係機関等への説明

いじめ防止基本方針について、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにホームページに掲載する。また、その内容を入学時・各年度の開始時に生徒・保護者、関係機関等に説明する。

(2) 学校評価による検証改善

いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえて、いじめの防止等のための取組の改善を図る。その際、保護者、地域住民、関係機関等の意見を聞くなど、具体的ないじめ防止等の対策に係る連携に努める。

いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、積極的にいじめを認知することによる適切な対応を肯定的に評価する。

2 いじめの未然防止

(1) 生徒の自尊感情を育む教育活動

教師一人一人が分かる授業を心がけ、基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

(2) 実践的な態度を養う道徳教育及び人権・同和教育

道徳の時間において、命の大切さについての指導を行うとともに、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。また、人権・同和教育を充実し、「差別をしない、させない、見逃さない」生徒像を目指した教育を行う。

(3) 生徒の主体的な活動

道徳や学級活動、生徒会活動等の特別活動において、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動を支援し、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる等、いじめを行う者や傍観者を生まない集団づくりに努める。

(4) 生徒会活動

「いじめゼロ月間」等の機会を捉えて、生徒会活動や学級活動等を通して生徒がいじめを自分たちの問題として考え、主体的にいじめ防止等に取り組むよう指導し、いじめに無関心な生徒を生まない集団づくりに努める。

(5) インターネット等に関する指導

インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる等、生徒に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行う。

(6) 保護者や関係機関との連携

いじめの未然防止に向けて、PTAや関係機関等と連携しながら取り組む。

(7) 特に配慮が必要な生徒への対応

特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

3 いじめの早期発見

(1) 日常的な観察

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子どもにも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識に立ち、全教職員が生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さないよう努める。

特に休み時間は、生徒の特性がもっとも出やすい時間帯であることを認識し、校内巡視等により、休み時間の過ごし方の実態把握に努める。

(2) いじめに当たるか否かの判断

いじめられている疑いのある生徒がいる場合には、学年団会や主任会等の場において情報を共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る体制づくりに努める。

いじめに当たるか否かの判断に当たっては、当該行為を受けている生徒が現に心身の苦痛を感じているかという視点に立ち、いじめられた生徒本人や周囲の状況等を客観的に確認して総合的に判断する。いじめられた生徒が心身の苦痛を感じているかどうか明確ではない場合であっても「心身の苦痛を感じている」との要件を限定して解釈することがないよういじめられた生徒に寄り添った視点に立つ。

(3) ダイアリー等を活用した把握

ダイアリー等を活用して、日々の学校生活や友人関係等の把握に努める。

(4) アンケートの実施

いじめの実態等を把握するため、「学校生活に関するアンケート」（グリーンタイムアンケート）を年3回、生徒会による「生徒会アンケート」を年1回実施する。また、教育相談担当による生活アンケートを年2回実施する。

(5) 生徒指導結果の情報共有

毎月の生徒指導結果を各学年団や職員会議等において報告し、共通理解に努める。

(6) 相談体制に係る情報の周知及び教育相談の実施

教育相談窓口等の情報を団だよりや教育相談だより等により、積極的に周知する。周知に当たっては、いじめの解決につながった事例を示すなど、生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる。

アンケート等の結果をもとに教育相談活動（グリーンタイム）を行い、生徒の悩みや人間関係を把握するとともに、問題の早期解決を図る。

4 いじめの早期対応

(1) いじめを認知したときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場ですぐにその行為を止める。
- ・ いじめを認知した教職員は、一人で抱え込まず、速やかに、学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげる。
- ・ 学校いじめ対策組織で協議し、全教職員で適切な役割分担をし、速やかに対応する。
- ・ 各教職員は、対応方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

- ・ 関係生徒から事情を聴きとるなどして、事実関係を丁寧に確認し、その結果を、被害・加害生徒の保護者に伝える。
- ・ 生徒の個人情報の取扱いなど、プライバシーには十分留意して対応する。
- ・ 学校内だけでなく、教育委員会や保護者、関係機関、専門家等と連携して対応する。

(2) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ・ 全教職員の共通理解のもと、いじめられた生徒の心身の安全の確保を最優先し、いじめられた生徒を守り通す体制を徹底する。
- ・ いじめられた生徒から事実関係の聴き取りを行い、保護者に事実関係と今後の対応を速やかに伝える。
- ・ いじめられた生徒の心の傷を癒すためにスクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）、養護教諭と連携をとりながら、指導を行う。また、いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、その生徒に寄り添い、支える体制をつくる。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

(3) いじめた生徒への指導又はその保護者への指導助言

- ・ いじめている側の生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- ・ 再発防止等に向けて、SC や SSW との連携を図り、適切な支援や指導を継続的に行う。
- ・ 継続的にいじめが続くなど、いじめの状況等に応じて、別室における学習指導等の懲戒や出席停止措置、警察との連携による対応も含めて毅然とした対応をとる。

(4) いじめに無関心な生徒等を含め、学級・学年全体への指導

- ・ いじめを見ていた傍観者の立場にいる無関心な生徒に対して、いじめている側と同様であるということを指導する。

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、「①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）」「②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は被害生徒や加害生徒について日常的に注意深く観察するよう努める。

5 重大事態への対処

- ・ いじめが犯罪行為として考えられる場合や生徒の生命、心身又は財産まで危険が及ぶ可能性がある判断したときは、速やかに町教育委員会や警察等の関係機関へ報告し、必要な支援を受けながら学校全体で組織的に対応し、事案の解決にあたる。
- ・ 第三者委員会が設置された場合は、積極的な情報提供に努める。

6 教職員の資質能力の向上

- ・ SC や SSW を活用し、いじめ防止対策等に関する職員研修を深め、適切な指導ができるよう教職員の資質能力の向上に努める。
- ・ いじめ防止に向けた取組状況や達成状況についての学校評価と、生徒理解や未然防止、早期発見、迅速な対応、組織的な取組等について自己（教員）評価を行い、改善に努める。

第3 いじめ防止等のための組織

1 学校いじめ対策組織

学校いじめ対策組織の構成員は以下のとおりである。

必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等を構成員に加える。

また、運営に当たっては、いじめ対策の企画立案や事案対処等を多くの教職員が経験することができるよう、構成を工夫・改善する。

2 関係する組織

(1) 主任会

週1回（月曜日の第1校時）実施し、情報交換を行う。構成員は以下のとおりである。

(2) 生徒指導対策委員会

学期ごとに1回実施する。（4月、9月、1月）構成員は以下のとおりである。

- 三木町いじめ問題対策連絡協議会
- 三木町教育委員会（三木町いじめ対策委員会）
- 第三者委員会
- 高松東署、その他関係機関

重大事件の場合



学校いじめ対策組織

<構成員>

校長、教頭、教務、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、人権・同和教育主任、学力進路支援担当、生徒会担当、養護教諭、保健主事、学級担任、SC、SSW 等



主任会

<構成員>

校長、教頭、教務、生徒指導主事、
学年主任



生徒指導対策委員会

<構成員>

教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導
担当

第4 年間計画

月	主な行事	いじめ防止対策等に向けた取組		
4	入学式、始業式、スタート懇談会、学級目標作成	生徒への相談室利用の呼びかけ 生徒指導対策委員会 生徒会新聞・あいさつ運動・ボランティア活動		
5	表札訪問 1学期中間テスト 運動会 修学旅行	SC、SSW 紹介 教育相談	SC・SSWとの連携	
6	部活動壮行会 生徒総会 1学期期末テスト	学校生活に関するアンケート① グリーンタイム		
7		生活アンケート① 夏休み前個人懇談会		
8		家庭訪問・電話相談（随時） 現職教育（講話、現地研修等） メタセコイア会		
9	総合学習 2学期中間テスト 五色台集団学習	生徒指導対策委員会		
10	生徒会役員任命式 人権授業、人権集会	人権集会		
11	合唱コンクール3年 2学期期末テスト 合唱コンクール1・2年	学校生活に関するアンケート② グリーンタイム		
12	3年生進路決定	進路相談（3年） 冬休み前個人懇談会 生徒会アンケート 生活アンケート② いじめゼロ子どもサミット2023		
1	私立高校入試	生徒指導対策委員会 進路懇談会（3年）		
2	学年末テスト	進路希望調査（1、2年）		
3	公立高校入試、卒業式 クラスマッチ	学校生活に関するアンケート③ グリーンタイム メタセコイア会	▼	▼

第5 その他

この基本方針は、実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

第6 改定の経緯

平成26年4月1日 策定
 平成28年4月1日 改定
 平成29年8月1日 改定
 令和2年4月1日 改定
 令和3年4月1日 改定